

第24号議案

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第73条第4号中「第61条第2項」を「第61条第4項」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）小規模多機能型居宅介護の事業における従業者の員数に関する基準を改める必要がある。